

議案第8号説明資料

令和4年2月14日

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 ..... 1

改正内容 ..... 1

施行期日等 ..... 1

新旧対照表 ..... 2

# 大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

## 1 改正概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の一部改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫等」という。）が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利を公庫等に担保に供するものが廃止されるため、規定の改正を行う。

## 2 改正内容

年金制度改正法において労災年金担保貸付事業の廃止のため所要の措置が講じられることに伴い、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利を公庫等に担保するものが廃止されることを受け、大磯町消防団員等公務災害補償条例の第3条第2項ただし書を削る。

## 3 施行期日等

施行日：令和4年4月1日

経過措置：この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第2項ただし書の規定により担保されている傷病補償年金又は年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略                      第3条 省略                      2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>第4条～第30条 省略</p> <p><u>附 則</u>                      (施行期日)                      1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。                      (経過措置)                      2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第2項ただし書の規定により担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p>	<p>第1条・第2条 省略                      第3条 省略                      2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第4条～第30条 省略</p>